

明るい警察を実現する全国ネットワークNEWS

第13号 ~2010年12月~

現場の警察官の待遇改善を目的とする警察ネットにとって、今年の実績は、なんと言っても組織の都合で懲戒免職にされてしまった警察官（窪内孝志さん）を現場復帰させることができたことです。

懲戒免職を取り消し、復職！

裁決書のウラを読むと・・・

懲戒免職、取り消し

今年5月27日、高知県人事委員会（委員長：山本俊二郎）は、飲食店の接待を受けたり、金銭貸与という収賄があったなどとして懲戒免職になっていた高知県警の窪内孝志さんに対して、懲戒免職処分を取り消し、1年の停職処分に修正する内容の裁決をした。窪内さんは平成18年6月2日付けで懲戒免職処分とされ、すでに約4年が経過していたことから、直ちに、現職の警察官に復帰し、元の職場に戻った。

警察官の懲戒免職処分が人事委員会で取り消され、職場に復帰した事案はこれまでなかったのではないだろうか。

クビになった警察官が処分を争わないワケ

警察官の懲戒免職処分はときどき報道されるが、処分を不服として人事委員会や訴訟で争ったケースはほとんどない。警察の処分は公正だから不服を言う者がいない？ということではない。不満を封じ込める手法を警察が持っているからだ。

第1に、警察組織に逆らっても絶対に勝てない、第2に、弁護士は警察の敵だから信用できない、と信じ込ませ、第3に、おとなしくするなら警察組織で転職先を面倒見てやるというアメを用意する。民間企業の従業員やふつうの地方公務員だとクビになったら、自分で転職先を探さなければならないが、警察は組織で面倒を見てくれる。ここが絶対服従させるカギになっている。文字どおり、沈黙は金、というわけだ。

「どうして自分だけが？」

高知県警の窪川署では警察署ぐるみで地元住民に飲食をご馳走になっていた。そのことが地元新聞に報道され、高知県警はだれかを厳しく処分しなければ世間体が悪い状況に追い込まれた。そこで、警察組織内の派閥に属さず、おとなしい性格の窪内さんが目を付けられた。警察組織を信じていた窪内さんは、まさか自分が懲戒免職にされるとも知らず、収賄容疑で被疑者としての取調べを受け、監察官室の事情聴取を受けた。刑事事件は処分保留、懲戒手続は免職。窪内さんも転職先を紹介すると言われたが、自分より遥かにひどい人たちがほとんど無傷でいるのが納得できず、紹介を蹴って、人事委員会に審査請求したのである。



なかなか出ない裁決

窪内さんが現場に復帰できたという結論はよかったのだが、人事委員会には問題があった。人事委員会の審理は昨年5月に終了し、そのとき審理長は「7月は難しいが、9月には裁決書を出す」と明言した。請求人側は、結審から2ヶ月前後で判決を出す裁判所並みのペースをうれしく思った。

ところが、人事委員会は、9月どころか、10月になっても11月になっても音沙汰なし。以後、毎月のように、人事委員会事務局に遅れている理由を問い合わせたが、はっきりしない。遅れている理由をしつこく聞くと、やっと「裁決書の理由の記載で悩んでいる」と言う。「それなら、審理を再開してもらってもいい」と言うと、「そこまでは必要ない」と、委員でもないのに勝手に答え、何とも煮え切らない。

人事委員会の委員が結論や理由付けに悩んでいたとは思えない。人事委員会事務局（役人）が県警本部（役人）との“調整”（？）に苦労していたとしか考えられない。

窪内さんの現場復帰と警察のメンツ

裁決書の理由を読んで一気にナゾが解けた。人事委員会は、驚いたことに、県警の懲戒免職処分理由となった事実を悉く認定し、法令の解釈等もすべて県警の主張を採用していたのだ。では、なぜ懲戒免職は取り消されたのか。それは他の警察官等の処分との均衡。処分の公平性、この1点だった。具体的な事実は記載されていないが、請求人側が問題にしたのは、窪内さんが飲食接待を受けたとされる飲食店で、2人の警察官が女性従業員に公然と強制わいせつ行為をしたのに、2人とも刑事訴追も懲戒処分も受けず、警察署の副署長などに出世しているのはおかしいという、手続の公正さ。裁決書が懲戒免職処分を維持するなら、この事実を公開法廷でぶちまけ問題にするつもりだった。それが、窪内さんの首が繋がったことで、裁判で争う必要がなくなり、2人の警察官は強制わいせつ行為を法廷で取り上げられずに済んだ。

窪内さんは現場復帰を勝ち取り、県警本部は警察のメンツを最大限守ってもらった。

高知県人事委員会の裁決書はそういうものだった。



警察ネットの助言で奮闘した父親の話

『息子は犯罪を犯していない!』

5月に実施した職務質問の電話相談では、20件を超える電話があり、以後もときどき事務局に職務質問に関連する電話やメールによる相談が来ている。

以下に紹介する事例もそのうちの1件。遠方だったので、電話とメールで相談対応した。

中学生の子どもが職務質問に遭い、小さい十徳ナイフを持っていたことから、「軽犯罪法違反だ」と言われ、しつこく取調べを受けることになってしまい、顔写真、指紋も採ると言われて困っていると、父親から相談があった。



私（清水）からは、小さい十徳ナイフを持っているだけでは軽犯罪法違反にならないこと、「正当な理由」がないことと、「隠し持っている

こと」も要件になっていること、顔写真の撮影・指紋の採取は任意なので、拒否することができると教え、子どものために頑張るよう話した。

以下は、助言を受けた父親の奮闘ぶり。

顔写真撮影と指紋採取を拒否

10月14日 先生からお電話頂いたその日の内に県警担当者に連絡をしました。

父親：顔写真撮影と指紋採取について強制であるのか。

警察官：任意である。

父親：任意であるならば拒否する。

警察官：任意だが、とることになっている。

父親：息子は15才であり、親の私から任意なら拒否する。

警察官：少年課とも協議し連絡する。

・・・後ほど連絡有り

警察官：顔写真撮影と指紋採取はいらない。

法律解釈論争

10月17日（本日）県警本部担当者へ息子を連れて行く。顔写真撮影と指紋採取についてとらないこと再確認。

父親：十徳ナイフは自転車の工具として持っていた物で違法ではないので返してほしい。

警察官：軽犯罪法違反である為、ナイフは証拠品として没収する。

父親：没収は刑法20条の規定による。犯罪が成立しないのだから、没収できないはずだ。

警察官：調べる。

軽犯罪法違反で息子の調書をつくるため、私は退室させられました。約1時間半後。

警察官：没収は刑法20条但し書の第19条第1項1号の犯罪行為を組成したものである為没収する。

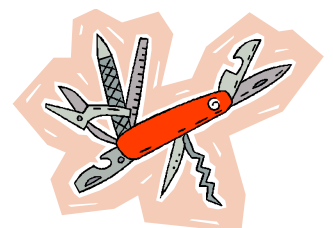
父親：自転車の工具として持っていた物は犯罪行為を組成した物にはならないではないか。

警察官：軽犯罪法違反である為、第19条第1項1号で没収する。

父親：刑事訴訟法218条1項の押収ということではないのか。

警察官：押収ではなく没収だ。

（父親の感想）法令の条文をもとにやり取りしま



したが、何かすっきりしない回答でした。自転車の工具として持っていたとしても軽犯罪法違反。十徳ナイフの没収についても大袈裟な処理と思いました。軽犯罪法第4条にある、国民の権利を不当に侵害しないように留意という所をもう少し考えてほしいと思いました。

所有権放棄の撤回

警察担当者と10月19日まで連絡取れず本日20日になってしまいました。

10月20日午前9時頃、警察担当者と電話で話す。

父親：先日もお話ししたとおり、十徳ナイフを自転車の工具として持っていた。正当な理由があるので犯罪にはならない。子どもに十徳ナイフの所有権放棄書を書かせたか。

警察官：書かせた。

父親：ナイフは財産なので所有権放棄することを、親の相談なしに書かせては困る。撤回してほしい。

警察官：わかった。書類を作り直すので本日午後7時に自宅近くの交番に来るように。

午後7時自宅近くの交番でのこと

父親：十徳ナイフを自転車の工具として持っていたので犯罪にはならない。

警察官：一般的に自転車は自宅等で修理すると考えるので持ち歩かないと思う。

父親：では、これは軽犯罪法違反として犯罪として捉えるのか。

警察官：そうだ。(と言いながら)所有権放棄書はこの場で破る。(ビリビリ)別な書類のナイフはいらないと書いてあった部分は本人に訂正してもらおう。



息子が「いらない」と書いた部分を、「返してほしい」と訂正しました。

警察官：十徳ナイフは証拠品として必要なので預かる。

父親：今後はどういう流れになって行くのか。

警察官：作成した書類は生活安全課に提出し、そこから検察、家裁に送られる。後は検察、家裁の判断になる。家裁の方で何かあれば連絡がある。

(父親からの報告)顔写真撮影と指紋採取はされずに済みました。十徳ナイフも返してもらいました。

(清水の感想)軽犯罪法違反事件では犯罪組成物にかぎって没収できる(刑法20条)が、没収は裁判所の判決でしかできない(刑法19条)。それを、茨城県警では警察官にできるというのだからすごい。

岩手県警が捜査機関をやめた日

捜査をしないうちから犯人決めつけの怪

公開捜査の中止を求める裁判

6月30日、殺人犯人と決めつけた公開捜査の中止と慰謝料を求めて、犯人と決めつけられた男性(「A」)の父親が原告となって盛岡地裁に提訴した。公開捜査の中止を求める裁判は本邦初だろう。

事件と行方不明

事件は、2008年6月28日夜、Aが呼び出した女性(「被害女性」)が、7月1日夕方、岩手県川井村の住宅近くの沢に架かる橋の下で絞殺遺体となって発見されたというもの。

Aは、6月29日朝、右手にひどい怪我をした状態で、車でひとりで弟宅を訪ねてきて、その後、実家や知人宅などを行き来し、7月2日午前中、鶯ノ巣断崖で親しい知人と話した後行方不明となった。

岩手県警は、Aが女性を殺害し逃亡していると発表しているが、父親の弁護団の見解はちがう。Aは死んでいる。殺人犯人でもない。県警がAを「犯人」と断定し公表したことは、以後、他の者の真犯人可能性の捜査をしないという宣言である。とんでもないことだ。

殺人事件の捜査

岩手県警の捜査が如何にでたらめか。まず、殺人事件の一般的な捜査の進め方を説明する。

①他殺と思われる遺体が発見され警察に通報。②警察は現場確認をし、他殺の可能性があると判断すれば、殺人事件として捜査を開始する。③現場に残された証拠や被害者の周辺関係者の事情聴取などから様々な証拠を集める。④

捜査が進んで、犯人らしき人物が絞り込まれる。⑤最終的に犯人と判断するに至った人物について、裁判官（簡裁か地裁）に逮捕状の発付を請求する。⑥裁判官はほぼ 100%逮捕状を発付する（ほとんど儀式化している）。⑦県警組織を挙げて被疑者の行方を捜す。⑧県内にいない可能性があれば、他県の警察本部に捜査協力を求める。これが指名手配（犯罪捜査規範 31 条 1 項）だ。⑨全国の警察の協力を得ても被疑者が捕まらない場合、公開捜査（『被疑者の公開捜査について』（警察庁丁刑企発第 136 号））によって一般人の協力を得て被疑者の逮捕を実現する。

マスコミに被疑者名を知らせる時期

マスコミに被疑者の氏名等が知らされるのは早くて④の時点。おそければ、一般の人に被疑者の氏名や顔写真が公開されるのと同じ⑨の時点だ。それまでは公開されない。捜査機関に犯罪をおかしたと疑われる人にも社会的名誉はあるし、被疑者以外の者の社会的名誉や私生活への配慮も必要だ。⑧まで公表しないのは被疑者の警戒心を強めさせないためだ。



捜査なしに犯人を断定

ところが、である。

県警は、①②の直後の 7 月 3 日夕方、まだ捜査が始まったばかりの時点で、マスコミ記者たちに A が犯人らしいと伝えた。7 月 4 日付け岩手日報の朝刊記事は「沿岸部在住の男関与か」と曖昧にはあるが、犯人らしき人物特定してをマスコミ記者に説明している。だからこそ、同月 4 日午前中から、マスコミ記者たちは揃って A の実家の周辺に殺到するようになった。県外逃走の可能性を考えれば、早くても④の時点にならなければ、記者たちに被疑者を特定して説明できるはずがない。岩手県警は、A が被害女性を呼び出しているらしいことを知った時点で早くも A を犯人と断定し、記者に話してしまった。こうして、捜査本部は他者の犯人可能性を追及できなくなった。

「出て来ないでくれ」

それでいて、県警は A の行方を捜すことに驚くほど不熱心だった。

7 月 2 日午前中、A は鶴ノ巣断崖から久慈署の警察官に電話し、談笑していた。知人男性が

その場を目撃し、父親もこの警察官から直接聞いている。ところが、県警は捜査員を現場に急行させなかった。翌日午後、地元自治体の職員が鶴ノ巣断崖で A の遺留品らしき物（財布、履き物、運転免許証、携帯電話のバッテリー）を発見して、110 番通報しても、まだ陽が高いのに捜査員を現場に急行させなかった。4 日になってやっと鶴ノ巣断崖に十数名の捜査員を派出させているが、警察犬を使うわけでもなければ、茂みや空き家などを片っ端から搜索するでもなく、数時間で切り上げてしまっている。この不熱心さは何だ。まるで、「生きていても死んでいてもいいから、出て来ないでくれ」と言わんばかりだ。

県警が熱心だったこと

そんな県警が熱心に取り組んでいたのが、A の父親や弟の預貯金口座の確認と、父親や弟に対する A からの電話の有無だった。どちらの口座にも A が逃走資金を引き出した気配はなく、A からの連絡もなかった。A が生きていれば必ず家族にカネの無心をするはずだと読んでいた県警。そして A の生存可能性をうかがわせる情報は一切なし。



自殺か他殺かはともかく、A は死んでいることを確信した県警は、7 月 29 日、A の逮捕状を裁判官に請求した。裁判官はまさか死人を被疑者とする請求とは知らずに、逮捕状を発付した。県警は直ちに全国の警察に指名手配し、同時に公開捜査とした。

上記⑤乃至⑨を一気に実行したのだ。逮捕状をとった途端、「全国の皆さん。あとはよろしく」。なんとも無責任な暴走だ。捜査の始まりがいい加減なら、捜査の終わり方もテキトーだ。

異常捜査のワケ

まともに捜査を進めると、県警は被害女性の殺人を事前に止めることができたのではないかと、という疑惑が浮上してしまう。

久慈署では、A から恐喝事件（ヤクザに金銭を要求されていた）の被害届を受け、近日中に強制捜査をする予定だった。その直前に、A の知り合いである被害女性が殺害された。次は A かという事態になった。強制捜査をもっと早くしていれば被害女性は殺されずに済んだかもしれない。事件の全容が明らかになると、県警は捜査ミスの可能性を社会から非難されることに

なりかねない。県警幹部のメンツと、自堕落な生活をしていた A の生命と名誉。県警は前者を選んだ。

カギを握る久慈署の警察官

被害女性の遺体が発見された翌日の朝、A は久慈署に行こうとしていた。7月2日午前中、A と電話で話していた久慈署の警察官が「久慈署に来い」と言えば、まちがいなく A は久慈署に行った。行っていけば、真相の一部（何のために被害女性を呼び出したのか、いつどこで別れたか、だれかに引き渡したか、右手の怪我はいつどのようにしてできたかなど）は明らかになった。それを手掛かりに捜査を進めれば、殺人犯に辿り着いたにちがいがなかった。

しかし、久慈署の警察官は A を呼び出さなかった。A がいる鵜ノ巣断崖へ行こうとしなかった。そして A は姿を消した。



捜査の失敗を隠蔽するマスコミ

県民・国民が、まともな犯罪捜査ならこうしているはずだということを知っていれば、岩手県警はこんな捜査の名に値しない“捜査”などできなかったはずだ。

それができてしまったのは、新聞・テレビ・通信社で構成する記者クラブのおかげだ。岩手県の記者クラブは岩手県警の建物の中にある。記者たちは毎日のように警察幹部と顔を合わせる関係にあるから、心情的に県警寄りになる。しかも、警察担当は記者になって1年目か2年目の新人になるのが全国的な慣わしだから、警察組織としてはきわめて御し易い相手だ。



この事件についてみると、岩手県警が早々に被疑者を特定してしまっていることに、どの社も疑問を抱かない。A の単独犯とする結論に至った根拠が報道されていないことからすると、県警は記者に説明していないのだ。だったら、記者が「何が根拠なのか？」と質問すればいい。そうすれば、県警幹部たちは説明に立ち往生し、報道の流れはまったくちがった。

しかし、県警幹部に恥をかかせるようなことは決してしない。それが記者クラブだ。

A が殺人犯でない根拠

では、A が犯人でない根拠はなにか。主なものを3つ挙げよう。

第1は、殺害の動機がないことだ。県警は「何らかのトラブルがあった」と発表しているだけ。これでは「わからない」と言っているのと変わらない。

第2に、A には被害女性を殺害できなかったのだ。A は6月29日朝、弟宅に来たときにすでに右手が機能麻痺するほどの大怪我をしていた。A が被害女性を殺害して遺棄したとすれば、両手が使えていたときにしかできない。28日深夜にA が被害女性と会った後に受傷したのだとすると、遺棄後に受傷したことになるから、殺害時刻は29日早朝までに限定される。ところが、司法解剖では、被害女性が殺害されたのは6月30日から7月1日の間だ。これではA は被害女性を殺害できない。

第3に、被害女性の遺体が発見された後も、A はしきりに久慈署に行こうとしており、失踪直前にも久慈署の警察官と親しく話しており、警察から逃げようとする姿勢が全くなかった。これは殺人犯のとする行動ではない。

警察にとっていちばん大事なこと

県警は警察のメンツのためにA を殺人犯に仕立て上げ、「殺人犯」と断定した指名手配ポスターと県警と警察庁のホームページで公開捜査をしている。これでは、A の家族は、毎日、「殺人犯の家族だ」と名指しされているのに等しい。こんなひどいことを本当に警察がするのか、と疑問を抱く人もいるだろう。残念だが、現実だ。桶川ストーカー殺人事件のときの上尾警察署・埼玉県警による捜査の怠慢と主犯格逃亡への加担とまったく同じ構造だ。なにより組織のメンツを重んじる警察の実態を知る者からすれば、「ああ、またか」なのだ。

仕事を失い、引越しを余儀なくされ、家に閉じこもるようになり、社会的に孤立したA の家族。他方、警察組織ではだれも傷つかず、何事も無かったように出世して行く。

ジャーナリスト 黒木 昭雄

警察に激怒し、警察を愛し続けた男の突然の死

11月2日、ジャーナリスト・黒木昭雄さんが亡くなった。享年52歳。

黒木さんは、5年前に警察ネットを立ち上げるときに相談に乗ってくれた元警察官。その後も、警察の実態について説明してもらったり、警察ネット主催の集会で話してもらっていた。こちら黒木さんに法律知識面その他の協力をするという関係が続いていた。

黒木さんは栃木リンチ殺人事件、神戸商船大学院生殺人事件、秋田連続児童殺害事件などで、元警察官ならではの着眼点から取材し、警察の捜査の異常さを抉り出していた。そしてこの2年間特に力を入れて取り組んでいたのが、岩手少女殺害事件の捜査の検証と捜査のやり直しを求める活動だった。



そんな最中の死だった。

黒木さんの猛烈な活動ぶりを知っている人たちは皆、突然の死に驚き、多くの人々が「本当に自殺か？」と疑った。憶測で勝手なことを発言する人たちもいた。

しかし、自殺を疑う余地はなかった。

11月2日昼前、私（清水）宛てに黒木さんから書留郵便が届いた。中身は遺書だった。岩手少女殺害事件の捜査が再開されないことが大きな悩みになっていたことが記されていた。家族を始めとする周辺の人々に対する感謝とお願いが並んでいた。黒木さん独特の誤字もあった。前日からの黒木さんの行動や家族に対する言動と合わせて考えると、自殺であることは疑う余地がなかった。

黒木さんの葬儀は遺言を尊重して家族葬にしたが、列席した週刊朝日の編集部スタッフと私は、突然いなくなった黒木さんに対して、一言言いたい人がたくさんいるに違いないと話し、別途、そういう人たちのための集まりの場を作ることにした。

そして、12月19日。黒木さんの53回目の誕生日の日。週刊朝日の編集部スタッフが司会進行・裏方となって、『黒木昭雄さんの功績を称える会』を開いた。「お別れの会」でも「送る会」でも「偲ぶ会」でもない。ほかの人たちにできない仕事をして来たことを改めて確認する会にしようということで、「称える会」になった。

当日、壇上には黒木さんが気に入っていた自

分の写真と、息子さんが5歳のときに描いた黒木さんの顔の絵が並んだ。後者は実によく似ている。

参加者は、黒木さんの親族の方々、原田宏二さん、三井環さん、大谷昭宏さん、宮崎学さん、鳥越俊太郎さん、篠田博之さん、上杉隆さん、長野智子さん、今井亮一さん、寺澤有さん、鈴木邦男さんなどなど100名以上。

2時間半の集まりには弔辞はなく、黒木さんとの関わりやエピソードが次々に披露された。だれもが黒木さんに何らかの“迷惑”をかけられているようだった。それでいて、こうして集まって話してくれた。迷惑以上に黒木さんの情熱に引きつけられているのだろう。

前半は場を意識してか静かな進行だったが、後半には笑いが出、盛大な拍手も出るようになり、盛り上がっていった。合間に挨拶に立った黒木さんのお母さんも「息子の53歳の誕生日にこんなにたくさんの方に来ていただき、ありがとうございます」と嬉しそうに話していた。

黒木さんの息子さんの「父の死は殉職だと思っています」という言葉は実感がこもっていた。

「称える会」は成功だった。

黒木さんは警察官を辞めたあともずっと「警察をよくしたい」と考え続け、発言し続けていた。現場の警察官の苦労を思いやり、励ましていた。黒木さんの「警察をよくしたい」という気持ちは本物だった。まったくぶれることがなかった。元警察官でこれほどの人は稀だ。

だれもが少しでも黒木さんの思いを引き継いで警察組織の病理的現実を正面から見据え、発言するようになるならば、日本の警察は少しはよくなってゆくにちがいない。



※ カンパのご報告は次号を予定しています。

発行 明るい警察を実現する全国ネットワーク

代表 清水 勉 事務局長 片岡 壮起
〒160-0003 東京都新宿区本塩町1-2番地
四谷ニューマンション 309
さくら通り法律事務所内

TEL 03-3353-3399 FAX 03-5363-9856

E-mail : police@ombudsman.jp